

## 国内経済要録

### ◇外国為替引当貸付の利子歩合変更

フランクフルトにおける市中金利の変動に伴い、本行はドイツ連邦共和国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合を次のとおり引き下げた。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
5月10日	日歩 1 銭	日歩 9 厘

### ◇昭和35年度下期全国銀行決算状況

昭和35年度下期における全国銀行の経常純益は795億円(前期比48億円、6.56%増)と、好調であった前期に比べると増勢がやや鈍化した。また経常収支率も81.53%と前期比0.46%の悪化をみた。これは、主として昨年8月および本年1月の貸付金利引下げによるものである。

業態別では、標準金利貸出の多い都銀が最も金利引下げの影響を受け、地銀がこれに次いでいるが、長期貸出の多い信託、長銀はまず順調な収益ぶりであった。

#### 昭和35年度下期全国銀行業態別 償却前利益ならびに経常純益

(単位・億円)

区 分	35年度 下期	増 加 額		増 加 率		
		前期比	前期の 前期比	前期比	前期の 前期比	
						%
全国	経常純益 償却前利益	795 797	48 63	89 86	6.56 8.67	13.67 13.32
都銀	経常純益 償却前利益	391 384	14 26	47 48	3.78 7.28	14.55 15.80
地銀	経常純益 償却前利益	279 291	21 24	26 23	8.18 8.99	11.37 9.82
信託	経常純益 償却前利益	49 49	5 5	5 4	13.01 11.91	15.13 12.45
長銀	経常純益 償却前利益	75 71	8 8	9 8	12.51 12.95	16.93 15.50

### ◇昭和36年度特別会計および政府関係機関各予算補正第1号成立

5月31日、標記の補正予算が成立した。今回の補正は

公共企業体等労働委員会の賃上げに関する仲裁裁定に伴い、3公社5現業など公共企業体職員の給与を4月1日にさかのぼって平均10%程度引き上げるためのものであり、予算規模は418億円に上る。

### ◇企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律

5月27日、標記の法律が成立した。おもな内容は再評価実施会社の企業経営の健全化を促進するため、再評価積立金の資本組入れまたは減価償却が十分でない会社について配当制限を若干強化するとともに、一定限度以上の資本組入れを行なった場合には再評価積立金を資本準備金に組み入れることができることなどである。

配当制限に関する改正点の概略次表のとおり。

(1) 昭和37年3月31日を含む事業年度から2年間の各事業年度(第1段階)

再評価積立金の 資本組入れ割合	配 当 制 限
30%未満の場合	年10%をこえる配当を禁止
30%以上50%未満の場合	年12%       〃
50%以上70%未満の場合	年15%       〃

(2) 昭和39年3月31日を含む事業年度から1年間の各事業年度(第2段階)

再評価積立金の 資本組入れ割合	配 当 制 限
40%未満の場合	年10%をこえる配当を禁止
40%以上60%未満の場合	年12%       〃
60%以上80%未満の場合	年15%       〃

(備考) 改正前の配当制限は、資本組入れ割合が30%未満の場合は年12%、同じく50%未満の場合は年15%をこえる配当を禁止することとし、適用期間は昭和37年3月30日を含む直前事業年度までとなっていた。